

事業主各位

一般社団法人酒田労働基準協会

『足場の組立て等の業務に係る特別教育』のご案内

時下、貴事業場様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より適切な労働安全衛生管理につきましてご努力いただき、感謝申し上げます。

さて、足場を使用する作業は、プラントメンテナンス、塗装工事、電気工事、設備の据付け、建設工事、イベント会場の設営などさまざまですが、足場を含めた高所からの墜落・転落災害は依然として後を絶たず、死亡災害においてはもっとも多い事故の型となっています。

このことから、労働安全衛生規則の改正が行われ、平成27年7月1日から「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）」に従事する労働者に対し、事業者は安全衛生のための特別教育を行うことが、法令で義務づけられました。

つきましては、貴事業場様に該当者がおりましたら、是非受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時：令和7年7月15日（火） 9時30分～16時50分
2. 会 場：酒田市総合文化センター 4F （酒田市中心西町2-59 TEL0234-24-2992）
3. 講習内容：

（1）足場及び作業の方法に関する知識	3時間
（2）工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5時間
（3）労働災害の防止に関する知識	1.5時間
（4）関係法令	1時間
4. 申込期限：7月8日（火） 期限前でも定員になり次第締切ります。
参加者が極めて少ない場合には、中止することがあります。その際には、ご連絡いたします。
5. 受講料：基準協会会員 10,450円/名（内訳：受講料9,500円、消費税10% 950円）
基準協会会員外 14,850円/名（内訳：受講料13,500円、消費税10% 1,350円）
※ テキスト代は含まれます。昼食代は含まれておりません。
6. 注意事項：申込みいただく前に、当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して、当協会が開催する講習会等の対策について～」をお読みください。
7. その他：遅刻、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

申込要項

1. 受講申請：下記申込書に必要事項を記入し、FAXにて送信してください。

(FAX番号 0234-22-1316)

銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金（口座番号 136413）

シャ） サカタロウドウキョウカク
一般社団法人酒田労働基準協会

※振込手数料は、貴社にてご負担願います。

また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。

インボイス制度の対応には銀行振り込みの受領書の他、本申込書の添付・保管が必要になります。

2. 申込先：一般社団法人 酒田労働基準協会

適格請求書発行事業者登録番号 T9-3900-0500-7968

〒998-0043 酒田市本町 1-2-52 TEL 0234-22-1311 FAX 0234-22-1316

3. 注意事項：※受講の取り消しは、講習初日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには受講料の返金はいたしません。また、受講当日の欠席や遅刻による受講キャンセルも、返金の対象とはなりませんのでご注意ください。

※受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早めに納付手続をお願いいたします。

※受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

『足場の組立て等の業務に係る特別教育』受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ()		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受講者	氏名(フリガナ)	生年月日	現住所
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円 内消費税 10% 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入してください。

☐ 現金を協会に持参

☐ 月 日に銀行口座に振込

※ 受講料は申込締切日、7月8日（火）まで、必ず納入してください。

FAX送信 令和7年 月 日

(FAX番号 0234-22-1316) 一般社団法人酒田労働基準協会 行